

## 第1回日野町議会臨時会会議録

平成28年2月2日

開会 9時00分

閉会 12時16分

### 1. 出席議員（14名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 会議録署名議員

5番	谷成隆	9番	富田幸
----	-----	----	-----

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	沢田友男
教育次長	古道清	総務課長	池内俊宏
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	壁田文
介護支援課長	夏原英男	農林課長	門坂俊男
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	中井宣夫	生涯学習課長	山本和宏
学校教育課長	高橋正一	会計管理者	川東昭男

### 5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

## 6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第1号 専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 〃 4 議第2号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 5 議第3号 日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 6 報第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

## 会議の概要

－開会 9時00分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

これより、本日をもって招集されました平成28年日野町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、町長より開会の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**町長（藤澤直広君）** 皆さん、おはようございます。平成28年第1回臨時議会を開会させていただくにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

2月になりましたが、まだまだ寒い日々が続いております。本日、臨時議会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ますますご壮健にて議員活動にご精励をいただいておりますことにお喜びを申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

さて、今年は暖かい日差しの中で元旦、三が日を迎えることができました。元旦には綿向神社で恒例の年賀状展が日野町連合青年会主催で開催をされ、小学生から大人の皆さんまで温かい年賀状が展示され、表彰式も行われました。若い連合青年会の皆さんが、伝統文化を大切に、こうした企画をしてくれていることに感謝をするところでございます。

また、1月4日には恒例の商工会との共催事業でございます新年あいさつの会を開催いたしました。議員の皆様方にもご出席をいただき、にぎやかに今年の門出を祝うことができたことを、これまた大変ありがたく思っております。

さらに、1月10日には滋賀県消防協会日野町支部の消防出初め式が日野公民館で行われ、消防団の皆さんが寒風について式典、さらにはパレード、祝賀放水などを行っていただいたところで、大変頼もしく思いました。

また、同日は日野町成人式を実施し、172名が式典に出席され、新たな門出のお祝いの日となりました。成人式を契機に一社会人として人と人とのつながりを大切に、社会に貢献してくれることを期待するとともに、新成人を含め、若者が未来に希望が持てる社会としなければならない、このように感じたところでございます。

また、1月11日には熊野神社でお祈りの神事が行われ、平子、熊野の若者が古式にのっとり弓を射る神事が行われました。きりっとした雰囲気の中で、身の引き締

まる思いをいたしたところでございます。

さて、1月23、24日には、近江日野田舎体験の取り組みとして、バングラデシュ、パキスタンから32名の学生の方が、10軒のホストファミリーのお家でホームステイをされました。こうした外国からのお客さんについても恒例となっているところでございます。言葉は通じなくても十分な交流をしていただけるということは、これまた素晴らしいことでございます。

1月31日には日野町高校で第1回日野町少年少女レスリング大会が開催されました。日野町高校は昭和56年のびわこ国体を契機に、南先生を中心に熱心な指導が行われ、全国さらには世界で活躍する選手が生まれております。あわせて子どもたちの指導もされておまして、こうした大会を日野町高校レスリング部の先輩たちが力を合わせて実施いただくということは大変な力だなと、このように感じたところでございます。

さて、現在、平成28年度の予算編成の最終段階の議論をいたしておるところでございます。こうした中で、地方創生加速化交付金についても議論をいたしております。国の制度を活用しながら新しい事業にもチャレンジする、そういう予算の取り組みを進めなければと、このように思っております。議員の皆様方のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いをする次第でございます。

さて、本日の臨時議会に提案させていただきます案件は、日野町職員の給与に関する条例改正のほか2件、さらに報告案件でございます。十分にご審議をいただきまして、適切にご採決をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録の署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、谷 成隆君、9番、富田 幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第1号から日程第5 議第3号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、ほか2件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。また、日程第6 報第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）もあわせて町長の説明

を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** それでは、日程第3 議第1号、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成27年12月25日に公布しました日野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方税分野における個人番号利用手続の一部が見直しされたことに伴い、平成27年中に改正する必要が生じたことから専決処分を行ったものでございます。

具体的には、個人住民税等の減免申請について、個人番号を記載しない取り扱いに変更されたことによるものでございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第4 議第2号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特別職の職員の給与等を改正するため提案するものでございます。

改訂する内容は、日野町職員の給与に関する条例の例によることとなっている特別職の期末手当の額の算定について、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、平成27年12月支給の率を0.05月引き上げ、1.675月（年間3.15月）にするものでございます。また、平成28年4月1日からは、6月支給の率を1.50月に、12月支給の率を1.65月に改定するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第5 議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、日野町職員の給与を改定するため提案するものでございます。

改定する内容は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、平成27年4月からの給料表を平均0.4パーセント引き上げ改定するとともに、平成27年12月支給の勤勉手当の率を0.1月引き上げ、0.85月（年間1.6月）とするものでございます。また、平成28年4月1日からは、6月支給および12月支給の勤勉手当の率を、それぞれ0.8月に改定するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第6 報第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

専決処分した内容は、平成27年10月13日午後3時30分ごろ、湖南省朝国1番地先の国道1号において、町職員が運転する町有自動車が国道を走行中、泉西交差点で車線変更をする際に、後方車の確認を怠ったため、後方車が衝突を避けようと道路脇のガードレールに接触し、助手席側を破損させたものでございます。平成27年12

月28日に示談を成立させ、損害賠償額の額を定めたものでございます。よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにおかれましては、直ちに第2委員会室にお集まりをいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

－休憩 9時10分－

－再開 10時45分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第1号から日程第5 議第3号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、ほか2件を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。また、日程第6 報第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）も質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは、報第1号、専決処分の報告について質問を行います。またまたこういう、こういった事態が発生したわけでございますが、今回は課長の説明にもありましたように、自動車同士の事故ではなかったということではございますが、この臨時職員さんのことについてお伺いをいたします。

まず、この臨時職員は1人でこの仕事に湖南省まで出かけられたのか。また、それは男性であったのか女性であったのか。そして、1人でということは、町の職員は同乗していなかったのかどうかをお伺いいたします。

2つには、町職員はともかく、臨時職員さんの自動車での出張の範囲、これはどこまでとか、そういったことの取り決めがあるのかどうか、決まりはないのかどうか、その辺もお伺いをいたします。

そして、町の職員は、こうしたことがある限り口頭注意だとか、あるいは研修をされていると思いますが、臨時職員さんに対する交通安全の研修はできているのかどうかあわせてお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

介護支援課長。

**介護支援課長（夏原英男君）** ただいま富田議員さんの方から、報第1号についてご質問をいただきました。

まず、臨時職員の出張の状況についてということでご質問いただきました。まず、出張ですが、1人で出張をさせていただいていたということと、男性か女性かとい

うことですが、女性でございます。そして、町職員の、1人でございますので、同乗はなかったということでございます。まず状況でございます。

それと、臨時職員さんの出張の範囲ということですが、このことについては、県外とかそういうようなことはないんですが、介護支援課で申し上げますと、臨時職員、調査員であったりとか、今のケアマネージャーであったりとかいう職員がおります。一応、町内はもちろん、近隣の町については、課長の許可を得て出張をさせているという状況でございます。

3点目のことにつきましては、ちょっと総務課長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** ただいま、臨時職員についての交通安全についての研修というようなことでございます。

一般の職員につきましては、交通安全運動の期間中ですとか、また職域の無事故無違反運動ですとか、そういったことをさせていただいておるところでございますが、臨時、嘱託職員につきましては、まず職域の無事故無違反運動というのがございまして、公用車で運転する無事故運動につきましては、臨時職員、嘱託職員も含めて対象となっておりますところでございます。そうした中、交通安全の研修ということでございますが、交通安全についての研修というのは、なかなか時間が限られておりますので、そういったことはさせていただいていないというところでございます。そうした中、こういった交通事故が発生をしておるというような状況を踏まえまして、ことあるごとに主管課長会等で所属長から注意喚起をさせていただき、交通安全の、運転についての指導をいただくということをお願いをしておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 今の事故といいますか、この事故の状況ですけれども、これ、ほとんど左折のために後ろから来た後続車、これを隠したような格好でないと、こんな極端によけてそのガードレールに接触するということはなかったように思うんですが、こういうことから考えますと、やはり、別に女性が運転が下手とは申しませんが、なおさらのこと、どなたか、町職員でなくてもいいのかもしれないんですが、ちょっと町外のときは2名で乗車していくとかいうことを考えないのかどうか、その点も今後検討をしていただきたいなというふうに思っております。

と同時に、今、総務課長の説明がありましたように、やはりこういう公用車を使用する臨時職員さんであつたら、やはり同じことだ、町職員も同じことだと思しますので、定期的といいますか、こういった事故があつたらといいますか、研修は行うべきじゃないかというふうに思います。

これも含めて、今後の職員に対する教育や指導はどうすればこのような事故がな  
くせるかということについて、もう一度お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 富田議員から、こうした事故を少しでもなくすようにとい  
うことで、今後どうしていくのかというようなことでございます。

今回の事故につきましては、9対1というようなことで、町の職員の方が悪かっ  
たと、過失割合が高かったということで、事故の相手方にも町民の皆様方にも、本  
当に申しわけなく思っておるところでございます。

交通事故につきましては、誰もしようと思ってきれないというようなことでござ  
います。またこうした中で、悪質な違反とかそういったことよりも、どちらかとい  
いますと、ちょっとした不注意が交通事故の発生の要因になっておるといふふう  
に思っております。現在、町の一般の職員も、臨時職員も同様でございますけれ  
ども、町外に車で出張をする際には、いつ、どこへ、何の用事で行きますというこ  
とで、書面に簡単なものでございますけれども書いて、所属長に許可をもらって行くと、  
所属長がそこで命令をするということになってございます。そうした中で、所属長  
の方から交通安全には十分注意して、安全運転を心がけていって下さいよというよ  
うなことで、一言申し添えるように心がけておるんですけれども、そういった安全  
運転についての注意喚起の徹底をまたしっかりとしていくことで、そうした、ちょ  
っとした不注意による事故というものを減らしていきたいなということで、繰り返  
しそうしたことを含めて取り組んでいきたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** ちょっと今の、もう1名の職員の同乗に関しての返事がなかつ  
たと思いますけれど、当然、出かける前はどこへ行って来る、恐らくいつごろ  
に役場に戻ってくるということまで書いていると思うんですが、やはり今の損害割  
合も9対1ということで、ほとんどもう100パーセントこちらが悪かったというよ  
うなことにとれるんですが、ということは、先ほど申し上げましたように、全く後ろ  
から来た車を見ずに、左折を自分自らからやって相手を左へ押しやったというよ  
うな格好になろうかと思っております。これ、誰かが助手席に乗っていればもうちょ  
っと変わった状況になったんじゃないかなというふうに思いますので、その辺だけ  
もう一度、複数名で出かけるのかということの考えがないのかどうかも、もう一度お  
伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 複数名での乗車をしての出張ということでございます。

一般の職員も同様でございますけれども、限られた職員の中で多くの業務をして  
おるといふことで、日野町にも多くの臨時、嘱託職員を採用しているという実態が

ございます。そうした中、公用車の運転といいますと、町内で言いますと各学校の用務員さんですとか、公民館の主事ですとか、福祉から介護支援課の専門職ですとか、さまざまな職員がさまざまな機会で、業務に応じて公用車を運転するということになってございますので、公用車が、それぞれの臨時、嘱託職員でありましても、職場の状況、業務の内容によって、公用車も運転をするということになってございます。

そうした中、複数の乗車というものにつきましては、人員の関係もございまして、なかなかそういったことを徹底していくというのは難しいのかなというふうに思いますが、可能な範囲で、そういうことができるような状況でございましたら、そうしたことも含めて、今、富田議員のご指摘も含めて、それぞれの所属長で判断をして、していけることはさせていただくということになるのかなというふうに思いますが、なかなかそれを指示する、徹底するということは難しいのかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 答弁してもらったようなことだと思いますけれども、こういった専決処分の報告、特に損害賠償の額を定めることについてという案件がたびたび出てきますので、ちょっとそういったことを忘れてしまったというぐらいに起こらないように、今後とも皆さんで協力をして、こういった事故が起こらないような取り組みをしていただきたいことをお願い申し上げまして終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかにございませんか。

5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 私も、今の富田議員に続きまして、専決処分の報告についてを、ちょっと重なるところもあるかと思いますが、質問させていただきます。

近年、この損害賠償額を定めるという報告がかなり続いてきていると、私もかなり危機感を感じております。この職員、臨時職員を含む、公用車等における交通事故、損害賠償がこれだけ続いて起こってくるとほんまに危機感を感じますので、ここ近年、車の事故、相手方のある件数、また相手方のない、自分だけが車に乗っていて起こす職員、臨時職員を含む、これは今のところ過去5年前ぐらいから、23年ぐらいから今年度まででどれぐらい発生しているのか。損害賠償額、処分、先ほども申されるように、口頭でだけの注意で終わっている、近年、企業さんとかでももっと厳しい処分を受けられていると思うんですけども、その点、あればこの5年ぐらいさかのぼってご報告を願いたいと思うんですけど、よろしく願います。

**議長（杉浦和人君）** 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 谷議員から、報第1号の専決処分の報告にかかわりまして、

交通事故の発生状況につきましてのご質問をいただきました。過去5年ほどの状況ということでございますが、手持ちで、今、資料として持っておりますのが過去3年の状況ということで、お許しをいただきたいというふうに思います。

過去3年の状況で、公務で出張をして、相手方がある事故ということでございますが、後ろから追突をされたものを除いての数字になりますが、相手方があったものが、平成25年度では1件、平成26年度では6件、27年度では1件ということでございます。そうした中、相手方が損傷がなかったというものを除いての数字ということでご理解をいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今、総務課長申されました、件数は25年に1件、26年に6件、27年に1件、金額的に損害賠償額はどれぐらい発生されていたのか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 損害額の発生額ということでございますが、手持ちに現在資料を持ってございません。また後ほど答弁させていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 分かりました。また課長、ほんなら後からでも教えてくれるとありがたいです。

このように、やっぱり3年間を見ても、ずっと毎年のように起こっているこの事故、やはり相手方がある、相手方のないやつはなかったということでありますけども、やはりこういうことはものすごく職員、また臨時職員の皆さんが気をつけて、緊張感を持って運転をしていただきたい。

このように、交通事故をなくすように、やっぱり交通事故撲滅運動に向けて、町で職員を統括される副町長はどのように考えておられるのか、一言いただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（平尾義明君）** またこんな事故の賠償の報告をさせていただきますことをまことに申しわけなく、本人の方、また住民の方におわびを申し上げるところでございます。

近年、職員のこういった事故が大変多いというようなことで、先ほども総務課長の話がありましたように、主管課長会議の4月と9月に、今の件数等について報告をさせてもらいながら、職員また臨時職員に注意喚起するよというお話をさせていただいたところの矢先でございました。

交通事故につきましては、自分は交通ルールを守っていても事故に遭うというふうなこともありますので、十分注意するように、いろんな春また秋の交通安全の運動の参加も含めて、やっぱり身を引き締めていかなければならないと、このように

思っている次第でございます。所属長についても、やはり職員に今後とも十分に注意するように強く訴えてもらいたいと、このように思っておる次第でございます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今言うてくれはりますように、また交通事故撲滅、ゼロになるように努力していただきまして、また指導もしていただきたいと思います。普通の民間企業でももっと厳しい勉強をされていると思うので、そのように倣っていただいて、もっと厳しくやっていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、少し確認とお尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほどの全協の総務課長のご説明では、今回の給与表の改定、いわゆるベースアップは、1級が一番上げ幅率が大きくて、6級に向かってだんだんその幅率が小さくなっていく、そういうベースアップということだと思います。それで、昨年にベースダウンの減給保障がありましたので、その辺で3級以上の人は減給保障と今回のベースアップが相殺されるという解釈でいいのか。その結果によって今回の増額総額が1,100万超で収まると、そう解釈させていただいてもいいのかという確認があります。

その上でお尋ねなんですけども、私の、12月補正の際に、来るべき人事院勧告、給与改定の分を見込んでいますよという説明があったかと思うんですが、私の感覚では、感覚的な部分で申しわけないんですが、見込んでおられた財源からいうと、今回の増額は結構余裕があるのかなという感じがするんですが、実際にそうでなかったのか、かつかつでしたよとか、実は足りませんでしたとかいうことなのか、その辺は多分次の補正にも反映されるでしょうから、差しさわりがなければ教えていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 山田議員から、議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、2点の質問をいただきました。

1つは、今回の給与のベースアップ分につきまして、1級、2級以外の職員につきましては、前回の昨年の人勧の給与改正のベースダウン4パーセントの、ベースダウンの給料表との中で、さらにまだ相殺されてしまうのかということでございますが、それぞれの等級号給と職員の状態によりまして、かなり状況が異なるわけでございますが、今回の対象となる65名以外の職員につきましては、まだ減給保障にさらに到達しない職員がいるということで、それを相殺とちょっと言ってよいのか

分からないんですけども、そこに達しないというようなことでの対象の外になってしまうということでございます。

もう1点は、12月補正の際に財源として確保をいたしておりました額につきましては、既に人事院勧告自体は勧告をされておりましたので、その内容どおりの国家公務員の給与改定であったということで見込んでいた数字を、そのまま今回の影響額であるというふうに確認をさせていただいておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** よく分かりました。ありがとうございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** それでは質疑を行わせていただきます。私は、先ほど山田議員と一緒に、議第3号の日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをさせていただきます。

すいません、6点ほど、端的に質問させていただきます。多少重複しますが。

昨年の人事院勧告で、今年で2年連続になるかと思えます。年内に臨時国会がなかったせいで国会の承認が1月20日になって、どんどんずれ込んできたかと思えますが、そのあたりで、この2月議会の臨時議会での改正になった、そのあたりの経緯を1点目にお伺いをさせていただきます。2点目は、いつ具体的に支給になるのか。それをお教えてください。

3点目は、ちょっと繰り返しにはなるんですけども、日野町の一般行政職員の平均給与の月額が現状何円ぐらいから何円、今回の改定によってアップして、ボーナスも具体的にいくら上がるのかを教えてください。

4点目は、今回、繰り返しになりますけど、合計額、いくら負担となって、その財源について、もう一度確認ですがお教えをいただきたいと思えます。

5点目なんですが、今回の人事院勧告の中には、給与アップのほかに、フレックスタイムをそれなりに導入していけというような文言も含まれていたかと思えます。そういった部分に関しての見解をお聞かせください。

そして6点目なんですけれども、どうしても公務員の給与というものは、景気が悪いときは下がり、いい方向性であれば上がるという、そのときの流れに、労使交渉がない部分であるかと思うんですけども、どうしてもやはり一般の民間の方々には理解されない部分も多々あるかと思えます、そういった部分で、ただ説明責任も果たしていかないといけない部分もあるかと思えますので、今年で2年連続の形上、引き上げということになりましたので、そのあたりの説明責任といいますか、町民の一般の皆様にご理解いただく部分の見解を、町長にお伺いさせていただきたいと思えます。それが6点目であります。

**議長（杉浦和人君）** 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 堀江議員から、議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、いくつかの質問をいただきました。

まず、今回の改正になった経過ということでございます。人事院勧告につきましては、例年のとおり人事院勧告が、給与改正が勧告をされたということでございますが、そうした中、国の方での国会の運営の中で、国家公務員の給与改正についての提案する機会がなかなかなかったということで、国の国家公務員の給与改正の成立がおくれてきたということでございます。

そうした中、国の方では、地方公務員の給与にありましてはそれぞれの自治体で独自で決定をするものではあるものの、国家公務員の給与改定を見て改定をすべきであるというような通知もいただいております中で、町として人事院勧告に基づく条例改正を、国の法案が決まっていない中で12月議会に出すのはいかがかというように思いの中で、12月議会は見送りをさせていただいたということでございますので、国の給与改定が通りましたので、町の方といたしましても、早いうちに町の職員の給与改定につきまして、人事院勧告に沿っての改定をお願いしたいということで臨時議会をお願いさせていただき、本日に至ったということでございます。ご理解のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、支給をいつされるのかというようなことでございますが、支給にあたりましては、この条例改正案が可決をいただきますれば、すぐにでも支給に向けての調整を進めてまいりたいというふうに思います。できれば2月の給与の支給に合わせて、同じ日に支給をできればというふうに考えているところでございます。

次に、平均いくら、今回の給与改正について上がるのかということでございます。平均0.4パーセントのベースアップということでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、1級、2級以外の職員の多くは、全てではございませんが、多くは減給保障の範囲にとどまるということで、実際のベースアップには至らないということでございますので、65人で大体平均を見ますと、2万8,800円余りの給与平均で引き上げになるというふうに思っております。また、期末手当の方では、給与の跳ね返り分ということで見ますと、約4,800円が期末手当にも波及をするということになるかと思っております。また、勤勉手当につきましては0.1月分が上がるということでございます。全職員で割り戻しますと、約3万2,700円が期末手当として上がるというようなことになるかと思っております。

財源につきましては、町の職員の給与につきましては一般財源ということになるかと思っておりますので、税ですとか交付税ですとか、その他の一般財源を充当していくということになります。

次に、フレックスタイムのご質問をいただいております。フレックスタイムにつきましては、勤務時間自体を通常の、今の町ですと8時半から5時15分というものを、職員によって変えていくというようなことをございます。日野のような小さな町の職員でそれを導入していくのはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、大きな議論はしておりませんが、導入していくのはなかなか難しいのかなということをございます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 給与の改定に伴う説明責任ということをございます。

ご承知のように、日本におきます公務員の給与制度につきましては人事院勧告制度がございまして、都道府県におきましては県の人事委員会制度、さらには政令都市におきましては都市ごとに人事委員会制度があるということをございます。これも、またご承知のとおり、公務員については労働基本権を制約されておりますことから、第三者機関という位置づけで、人事院なり人事委員会が民間における給与実態調査を行い、さらにはその中で期末勤勉手当等の調査も行う中で、いわゆる民間と公務員の間に給与の格差があればこれを勧告し、その穴埋めなり改定を行うということが、ずっと戦後の一定時期から行われてきたわけをございます。

一時期、こうして給与の改定につきましても、国の税財源、財源不足等を根拠に、それを抑制するというようなこともあったわけをございます。基本的には労働基本権の制限の代償措置としての人事院勧告制度と言われておりますので、これについては当局としての理事者側も、さらにはこれを条例、法律でお認めいただく議員の皆さんの側もこれを尊重するということが、この国の公務員制度の中で培われてきた歴史であると、このように思っております。

そうした中で、日野町におきましては、小さな自治体でございますので人事委員会制度は持ち合わせておりませんので、国の人事院勧告を基本に、都道府県の人事委員会勧告なども参考にしながら、他府県、他市町等の動向にも配慮しながら職員団体と話し合いをする中で、給与さらには労働条件の変更を行ってきた。従来のこうした姿勢でやってまいっておりますので、今後もそうした基本的な立場を住民の皆さんにご理解をいただく、こういう中で進めてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございせんか。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、いつものように私も質疑に参加させていただきます。今臨時会は1議案に絞って、先ほど山田議員ならびに堀江議員も質問をされましたが、議第3号、日野町職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、この議案に関しましてお伺いをいたします。毎度申し上げておりますが、答弁漏れがないよう、また納得できる分かりやすい答弁をよろしくお願いいたしますおきます。

1点目でございます。前の議会、昨年12月議会の質疑、12月11日の質疑におきまして、平成27年度日野町一般会計補正予算（第2号）について、何点かお伺いをいたしました。その中で、予算説明書、給与費明細書、事項別明細書より、給料および職員手当の増減額の明細の給料、給与改定に伴う増減分ゼロについてと、給与および職員手当の状況、期末手当、勤勉手当、支給率計、補正後、補正前4.1月分、変わらずについて伺いました。

12月1日の議員全員協議会での総務課長の説明では、「人事異動等による人件費に関するもの」と、等の字に力を込めて、人事院勧告に伴う引き上げ分は今12月補正に、予算の中に含まれているかのような説明でありました。しかし、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提出されておらず、給与条例の改正は国に合わせてこの1月になるのかなど、こういうふうに思いましたが、人件費予算について、昨年12月の補正予算の中には含まれていると解しているのかと、こういうような質問をいたしました。池内総務課長の答弁は、「給与条例の改正は国の改正を待って行う。人事院勧告に伴う引き上げ分は、今補正予算の中に含まれていないが確保している」と、私には理解に苦しむ答弁であったところでございます。再質問をそこでいたしました。再質問での池内総務課長の答弁は、「財源は確保している。予算にあるが、給与条例の改正は国会が通ってからとなる」で、こういうことございました。まるで、私とのこの質疑は禅問答のようであったところでございます。

この質疑を踏まえましてお伺いをいたします。

平成27年度日野町一般会計当初予算説明書、今日も持ってきておるんですが、この給与費明細書115ページの2、一般職（1）総括の給与表を見るに、給料は職員数の2名減などにより、対前年度2,498万6,000円の減、職員手当は勤勉手当の改正が行われておりましたので、改正や管理職員が非常に増えた、こういうことで、管理職員の増に伴い、対前年度1,476万2,000円の増、合計では対前年度1,022万4,000円の減であります。12月議会の平成27年度日野町一般会計補正予算（第2号）、予算説明書、給与費明細書、31ページの2、一般職（1）総括の給与を見るに、給料は1,343万7,000円の減額。職員手当は勤勉手当の改正を含んでか、1,149万6,000円の増額、計では194万1,000円の減額でありました。

12月補正の勤勉手当の増額、586万7,000円は、ボーナスの0.1月分引き上げ額と、私の計算上ではほぼ一致いたします。職員1人当たりの平均給与月額31万410円あります。これは、この補正予算の中に1人当たりの給料はきちっと載っております。

これが31万410円であり、この0.1月分ですので3万1,041円、これの190人分は589万8,000円であり、12月補正の勤勉手当の増額586万7,000円とほぼ一致いたしました。

先ほどの議員全員協議会での総務課長の説明では、勤勉手当の引き上げ額が687万5,000円でありまして、少し違うのかなと、こう思いましたが、これは跳ね返り分が必ずあるところがございますので、若干この分なり増えるので、大きな違いはないのかなと、こういうふうに思ったところがございます。しかしまた、先ほどの議員全員協議会の説明では、給与の方は187万5,000円と、こういう引き上げと、こういうことございました。ボーナスに対しまして、今回の給料表の改正は平均0.4パーセントの引き上げであります。給与は当初予算で対前年度2,498万6,000円の減、12月補正でも1,343万7,000円の減額であり、この引き上げに見合う財源が見当たらないと、その中で当初の中に含まれていると、こうところで、実質の影響額は先ほどの説明では187万5,000円と、こういう全協での説明でございました。

先ほどの1人当たりの給料、職員1人当たりの平均給料額31万410円の0.4パーセントは1,242円、この12ヵ月分の190人は283万1,760円と、こうなるんですが、先ほどの説明では1から3級の65人が対象になると、4級から6級はこれから外れると、こういうことで、実質上、給料表は2パーセントマイナスに昨年になっておいて、減給保障と同じ額と、こういうことになると引き上げはないと、こういう計算になると、こういうことで、この283万1,760円マイナス187万5,000円と、こういうふうになると、こういうことかなと思うんですが、もう1つ、先ほども質疑で、答弁で、1人当たりが2万8,800円で65人と、こういう説明でありましたが、先ほどの31万410円、そうか、分かった。この額より少ないんだ。分かりました。今、自分で頭で計算したら分かりました。なるほど、そういうことかなと。

しかしながら、いずれにいたしましても、池内総務課長の答弁からすると、既に187万5,000円が必要になった、置いておいたと、こういうところがございます。そして、先ほども申し上げました、12月補正で1,343万7,000円を減額していると、こういうところだと、いずれにしても財政難、非常にお金が少ない。当初予算を組むのも大変な中、人件費が当初予算が過大見積りであった、こういうことになると思うんですが、私のこの考え方で間違っていないのか、まずこれを1点目としてお伺いをいたします。

2点目、現在、給料表は6級あるんですが、給料表の枠外者がおられるのかどうか。かつてはたくさん枠外者がいっぱいおられまして、足を足しておった、こういうところがございますが、おられるのか。もしおられるならば、等級ごとの人数をお伺いいたします。

3点目、日野町職員の平成27年4月1日現在のラスパイレス指数は98.2であります。今回の改正で指数がいくらになるのかお伺いをいたします。

4点目、滋賀県内の市町の職員給与の状況、ラスパイレス指数を見ますに、平成26年4月1日現在と平成27年4月1日現在を比べてみますと、県内市平均、県内町平均、県内市町平均のいずれも、前年よりアップいたしております。また、全国の市平均、全国の町村平均、全国の市町村平均におきましても、いずれも前年よりラスパイレス指数がアップいたしております。しかるに、日野町は平成26年4月1日現在の98.5から平成27年4月1日現在98.2と、0.3ポイントダウンいたしております。この要因は何なのかお伺いをいたします。

5点目です。私は、大津市や草津市のように、ラスパイレス指数102を超える必要はないと考えますが、逆にラスパイレス指数99を下回る必要もないと考えます。町はどうお考えなのか。この点に関しましては、人事総括者である平尾副町長に伺います。

6点目、12月議会の議第76号、議第77号、議第78号の指定管理者の指定についての質疑で、外郭団体、社会福祉協議会や文化振興事業団の職員の待遇改善を求めたところであります。今回の日野町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、社会福祉協議会や文化振興事業団、観光協会等の外郭団体の職員の待遇改善が図られるのかお伺いをいたします。

以上6点について、明解な答弁を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 蒲生議員から、議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、何点かご質問をいただきました。

まず、12月議会の補正で、職員の給料につきまして、1,300万余りの減額を行っているというようなことも含めて、当初予算の見積もりが過大であったのではないかということについてでございます。当初予算の人件費の見積もりについてでございますけれども、毎年1月1日現在の現有、現員の職員で見積もりをさせていただいております。そうした中、例えば育児休業を取得する職員につきましても、予算の見積もりの段階で育児休業の取得が確定をしていない職員につきましても、何があるか分かりませんので、給料の方が支払えるような予算を見込んでおるところでございます。

そうした中、12月の補正では、4月1日の人事異動に伴います関係、職員の任用に関する内容、退職、採用また育児休業者の11月時点での整理を行いまして、補正をさせていただいておったところでございます。そうした中、27年度につきましては、6名の職員が年度途中で育児休業を取得することになり、給与の支払いが不要になったこととすとか、あるいは病気休暇中の職員が4月から復帰ができてでも対応ができる予算を見込んでおりましたけれども、4月からの復帰がなかったとか、そ

うというようなことによりまして不用額が生じたということでございます。そうした中で、12月の補正では人勧分の影響額、給料で言いますと約180万円を見込んでもお1,300万余りの減額が生じたということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、枠外者、給与表の枠外者についてご質問をいただきました。現在は、従前、昔で言うておりますいわゆる給与表の一番下の号給の下に、げた履きとか申しまして、そういうような枠外者ということがあったんですけれども、現在は号給を伸ばすという制度ではございませんので、枠外といいますとないということになるのかなというふうに思います。

次に、ラスパイレス指数についてご質問をいただきました。ラスパイレス指数につきましては、ご承知いただいておりますように、国家公務員の役職なり、勤務地域なり、学歴また年齢階層の別の平均給与をもとに計算をされまして、その計算と町の職員の平均給与を計算したものとも比較をして算出をいたします。国家公務員の役職、勤務地、学歴、年齢構成、人数も含めてでございますが、毎年変動いたしますので、国のもと、基礎数値が毎年変動をすることになりますし、町の職員も毎年1歳ずつ年齢も上がってきますし、採用、退職の関係、任用の関係によっても毎年数値は変わってくるというようなことになります。

そうしたラスパイレス指数でございますので、平成26年の4月1日現在98.5であったものが27年の4月1日現在で98.2と、0.3ポイント下がった要因についてということでございますが、主な要因といたしましては、採用、退職によりまして、全体の年齢構成が、若干ではございますが若いふうになって、職員が多くなってきたことが要因になっておるというふうに思っておるところでございます。

また、今回の給与改正に伴ってのラスパイレス指数についてということでございますが、国の方からは試算をする通知がないということで、現在試算の方はしておりません。毎年4月1日現在でやっておるということでございます。また、町単独で試算をしようというふうに試みましても、今回の改正によって国家公務員の学歴なり年齢別階層の平均給与がどうなったのか、比較する数値がないので、試算はできないのかなというふうに思います。

町の職員の給与改正に伴いまして、外郭団体の職員の給与改正につきましては、それぞれの担当課長の方から答弁をいただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（壁田 文君）** 外郭団体であります社会福祉協議会の給与改定についてでございますが、社会福祉協議会事務局から、以前から事務局の職員につきましては町の職員に準ずるということで、給与の改定、勤勉手当の0.1月分の増加について、4月にさかのぼって2月の給与で支給できるように準備をしているという報告を受

けております。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（山本和宏君）** 文化振興事業団の職員さんの給与につきましてご質問を頂戴いたしました。

文化振興事業団の給与の関係につきましては、今までから役場職員の給与に準じて支給をされているというふうになってございます。そういった中で、待遇面での改善等につきましては、文化振興事業団の理事会におきまして審議、協議されるという状況が必要となつてございます。そういったところから、その理事会が2月末に予定されていますので、その理事会をもって協議され、また判断されるということになってございますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 続きまして、観光協会につきまして、こちらの方も従来から役場の給料表に準じて支給されておまして、今月の支給日で支払いの方、支給の方をするという予定ということをお伺っております。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（平尾義明君）** ラスパイレス指数についてご質問をいただきました。

町の職員の給与につきましては、国家公務員の基準を準拠しながら、労使の話し合いで決めております。しかしながら、当然住民の皆さんのご理解がなければならぬということには当たり前でございまして、そこで、町につきましては日野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、毎年度10月に、町の広報に職員の数、また職員の給与等の状況を公表いたしております。あわせまして、ラスパイレス指数の公表もいたしているところでございます。

このラスパイレス指数については、総務課長がお答えをしましたとおり、国家公務員の給与を100とした場合の日野町の職員の給与水準を示してございまして、国家公務員の経験年数による構成を基準として平均給与月額を比較し、算出をしております。よりまして、各地方公共団体の初任給の基準や、その年度の平均の経験年数、また平均の年齢の高い低い、また昇格の早い遅いなど、その指数には影響を及ぼすこととなつてございます。各市町のラスパイレス指数の算出、またその変動の要因の分析を行うことで自団体の給与の実態を把握し、また一層の適正を図る資料として活用されていると認識をしております。いずれにいたしましても、日野町の職員の給与については住民の皆さんのご理解をいただけるように、今後も適正化に努めてまいりたいと、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、何点か再問を行います。

ラスパイレス指数の件について、若い人になったから若干下がったと、これはち

よっと若干答弁がおかしいのかと思うんですが、ラスパイレス指数は、先ほど総務課長が申されたように、ラスパイレス指数は5歳ごとに年齢を区切って、また大学卒、短大卒、高校卒と区分をして指数化されておると、こういうところでございます。大きい団体、国のように大きい団体と、この日野町のように小さい団体と、大きな違いは、少しの差が大きく出てくるのはこれは致し方ないと、こういうふうに思いますが、実情、平成27年4月1日のラスパイレス指数において、どの年齢区分の年齢層、何歳の年齢区分、先ほどのお話ですと、若い人、20歳から24歳、25から29歳、ここら辺が低いと、こういうような説明になるのかなと、僕はそうではないと思うんですが、どの年齢区分の、どの学卒が高くて、どの年齢のどこが低いのか、これを低いところをただせば、また高いところをただせばきちとした数字になると、こういうふうに思うんですが、どこをただせば限りなく100に近づくと、こういうのが、どこが高いかどこが低いのか、この点をまずお伺いをいたしたいと思えます。

また、職員によい人材を採用するためには、一定の、ラスパイレス指数が低いというのは、これはもう僕の場合はあかんと、こういうふうに思っております。一定、よい人材をするうちにはそれなりのことが必要かなと、こういうふうに思えます。

外郭団体について、先ほど4月にさかのぼって2月に支給と、こういうようなところが多くて、文化振興事業団は理事会に判断を委ねてからと、こうなると言われましたが、それぞれの外郭団体でも予算がきちっと設定されておるはずですが、文化振興事業団は理事会で予算もきちっとされると思うんですが、観光協会や社会福祉協議会は予算化をどうされるのか。予算が確保されて、既にされているのかどうか。またこれを補正されるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 蒲生議員から、ラスパイレス指数にかかわりまして、どの年齢層で高いのか低いのかという細やかな説明ということで、再質問を頂戴いたしました。

申しわけございませんが、今、手元に細やかな数字は持ってございません。全体的には高齢者層の、国と比較をすると比較的ラスパイレス指数が上がっておる、プラス要因に働いておるところがマイナス要因に今回なっております。若年、高齢者層が退職をしていくということで高齢者層が下がって、若年者層が増えたことによってということで、少し分かりづらい説明をさせていただいたんですが、全体的には高齢者層が退職によって減ったということが、今回のラスパイレス指数の減少の原因になっているのが主な要因であったということでございます。ただ、そうは申し上げましても、国の年齢構成がたまたま高齢者層の職員が多いのか少ないのかによっても比較をする対象が変わりますので、今回はそういう要因であったとい

うことをご理解をお願いいたしたいというふうに思います。そうしたら、高齢者が少なくなればずっと減るのかということ、一概にそういうものではないということで、比較をしたものでの指数ということでのご理解をいただきたいと思います。

もう1点、ラスパイレス指数が低い、給与が低いということは、よい人材を確保するのは難しくなるのではないのかというご指摘につきましては、私もそのように思っておりますし、組合の方からもそういう指摘があるところでございます。それにつきましては、地域手当について、近隣の市町で支給がされているのに、日野町では支給がされていないというような話もいただいておりますが、よしきにつけ悪しきにつけ、人事院勧告に準拠していくのが今のところではやむを得ないのであるというようなことで話をさせていただいておりますが、地域手当を支給されない、国の支給地域になっていない市町では、そういった議論が非常に多く起こっているというような状況にはなっております。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 観光協会におきましては、職員の人数も対象者が限られておりまして、現行の予算の中で回れるというふうに聞いております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（壁田 文君）** 社会福祉協議会の方でございますけれども、こちらも金額的に三十数万円の改正の額ということで、ほかの人件費のことの相殺のところで、できれば補正予算というふうには至らないということで、補正予算する必要があるときには補正予算を社会福祉協議会の予算の方でしていくつもりでございます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 外郭団体も一定予算があると、こういうところでございましたが、町が2月21日に支給という形になるのかと思いますので、2月21日には支給できるようにしてあげていただきたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、議第3号の日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をさせていただきます。

先ほど述べられましたので簡潔に行きますと、実は今回0.4パーセントのアップ、給与アップ、それからボーナス0.1ヵ月分アップということで、これ自体、昨年も含めまして2年連続アップとなったわけでありまして。これはそれなりに景気を回復していこうという、賃上げで景気を回復しなければならんという労働組合の運動も含めて、反映があったものだと私は思っているわけです。しかし反面、今、物価上昇で2.9パーセントの物価が上がっているという話があります。そういった意味から見

ていくと、実質的な賃金は下がっているのが現状であります。

そういう背景の中で、今回、0.4パーセントのアップ、ボーナス0.1ヵ月分アップということになったわけでありましてけれども、単純に考えるならば、200人なにかの職員さんがということが該当するわけでありましてけれども、実はそのからくりがあって、昨年来から行われていた人事院勧告の中で、給与制度の総合的見直しが行われました。これは給与一律2パーセント下げるといふ、引き下げる、そういうやり方で給与表ができています。そういう背景の中で、今回給与アップがされたにもかかわらず、3割該当して7割は該当しないという、こういう現象が起きているのが現状だと思っております。

そこで1つ聞かせていただきたいのは、現在の減給保障、この額そのものの引き上げが今回なかったということに私は思うわけでありましてけれども、やっぱりそういうところもしていく必要があるのではないかなと。総合的見直しというのは、ある意味では何年間かのそれがあるわけでありましてけれども、その点について、現の担当課長自身、どう思われているのかぜひ聞かせていただきたいと、このように思います。

あと1つは、給与改定に伴って、つまり今現在、公務の職場運営においては、臨時職員とまた嘱託職員が欠かせないという、そういう事態になっているわけでありまして。そこでこの臨時職員ならびに嘱託職員に対して、この給与アップに対して何らかの改善策を考えておられるのかどうか。その点について聞かせていただきたいと、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 對中議員から、議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関しまして、2点ご質問を頂戴いたしました。

まず、今回の人事院勧告の内容ということで、民間給与との格差を埋めるために、月例給の0.4パーセントの改正と、あと勤勉手当の0.1月分の引き上げがございました。そうした中でございますが、全協でもご説明をさせていただきましたとおり、今回の給与改正では民間格差について初任給で格差があるということで、初任給を2,500円、1月2,500円引き上げるといふことと、あわせまして若年層についても同程度の改正を行うといふようなこととなってございます。また、高齢者層では1,100円程度の引き上げといふようなことになっておるといふような中でございますが、昨年の人勧で、平成27年の4月からの給与表が平均2パーセント下がっているといふようなことで、3年間は経過措置によって減給保障を行っているといふようなことの中で、今回の改正によって実際の引き上げの対象となるのは、日野町では1、2級と、3、4級の方にもおりますけれども少数でございますので、主に1、2級

の職員がほとんどでございますが、30歳までの職員で対象となるのは、引き上げの対象となるのは65名というような状況ということでございます。そうした中、減給保障の職員が逆に言うと7割ほどいるということで、7割の職員は月例給は変わらないというようなことになっております。

3年間の経過措置がございまして、昨年からスタートということでございますので、まだこれから2年あるということでございますので、そうした中、どうなっていくのかということでございますが、なかなか給料が上がるのは、上がらないというのはさみしいということになってございますが、これもよしきにつけ悪しきにつけ、人事院勧告での対応ということで、残念ながら致し方がないのかなというふうに思っておるところでございます。

嘱託、臨時職員の給与の改善についての考えということでございますが、嘱託、臨時職員につきましては、それぞれの職種によりまして、月給また時間給が現在変わってございます。非常に多くの臨時、嘱託職員の方にお世話になりながら町の業務を担っていただいておりますということで、これは日野町だけではなく、全国的に似たような状況に現在なっておるようなところでございます。

そうした中、職員募集を行うにあたりまして、同じ職種の職員を臨時職員、嘱託職員を募集するにあたりましても、当然のことながら勤務条件、労働条件がよくなるとなかなか応募もいただけないということになってございますので、その面につきましては、給与面も含めてよそには負けないような数字を提示しながら募集をしているというような状況でございますので、直接人勧の給与アップということではなしに、よその市町の臨時、嘱託職員のそのあたりの、いわゆる給与の雇用条件等を見ながら毎年見直しをしておるというようなことでございますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それで結構です。人事院勧告の関係について、それを公開でいくというのは日野町独自でできないという部分がある部分に分かるわけです。国の、国自体も今回の地域手当というのをアップしているわけです。このアップというのは、日野なんかは地域手当に該当しない地域。アップして該当する地域はやっぱり都市部がものすごい影響するわけです。そこらには恩恵はあるけれども、末端、地方には恩恵がないという、そういう変な形の人事院勧告でもあるわけですね。

そういった意味から見ていくと、やはり私たち地域の者は、実質的な賃金そのものをどのように確保してあげるかということにぜひ目を配っていただきたいし、同時に臨時職員、嘱託職員さんには、他町に負けないぐらいの内容をつくるんだということを言われておりますけれども、ぜひやっていただきたいと私は思います。特に、現在、保育所あたりなんかもそうでありますけど、保母さんがなかなか集ま

らないという、やはりこれは賃金体系そのものの問題もいろいろ出ているのかなどいうことを思います。ぜひ前向きな立場でよろしくお願ひ申し上げたいということ最後に申し上げて、私の質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** それでは、先ほど来質問があつております日程第5 議第3号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、多々質問が出ておりますので、ちょっと考え方だけお聞かせ願ひたいというふうに思います。

今回のこの条例の改正につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の改正に準じまして、日野町職員の改正というような形で提案をされております。先ほど来、聞いていますと、確かに金額そもそもの自体については、職員については1,100万ぐらいですか、年間における部分という形のものの原資しかないということですが、しかしながら、先ほど町長答弁ありました、人事院勧告制度がもとになっておりまして、これにつきましては労働基本権の制約の代償措置として人事院勧告制度を尊重するというような形の答弁がございましたが、しかしながら、今回の改正にあたりまして、人事院の方から出ておる書類がありますよね。それにつきましては、これにつきましては、今回の勧告につきましては、情勢の適用の原則に、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである、このことは職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである、このような形から認めてくれと、このような通達、通達というか、出されておりますよね。

つまり、このことは、この上げることによって、アップすることによって組織活力の向上が図られ、行政の効率的、安定的な運営に結びつかなければいけない、このようなことだと思つています。当局の、私はこういうふうに理解しておりますが、当局の考え方はどうであるのかお聞かせを願ひたいというふうに思います。

また、そのような見地から見まして、今回の給与改正にあたり、職員団体との話し合いはなされたと思ひますが、こういったことの意味での話し合いをなされたのかどうかお聞きをいたしたいと、こういうふうに思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 10番、高橋 渉君の質問に対する町長もしくは副町長の答弁を求めます。

**副町長（平尾義明君）** 人事院勧告の制度につきましては、町長が申し上げたとおりのお話でございます。おっしゃるとおり、労使の協定によりまして、人事院の勧告、上げるようにというふうなことで、年度内にする予定でございましたが、総務課長が申しましたとおり、国の改定までにははいけないというふうなこともございまして、今回になったところでございます。

労使の話し合いについても、まことに申しわけないけども待つてほしいというふうなお話をさせていただいて、ご理解をいただいたところでございます。

今後におきましても、先ほども申し上げましたとおり、労使で決めるわけでございますけども、何といてもやっぱり住民のご理解がいただければならないというふうなことでございますので、適正な給料の体系に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 現在のところ、まだ労使との話し合いはできていないという形で理解してよろしい、まだこれから行われるんですかね。それ、また後で聞かせて。

それから、先ほど言いましたように、人事院勧告のもとになっておりますのは民間との格差の是正という形になっておりますが、民間の対象となるところは50人以上ですか、というような大企業中心のところベースになっておまして、一般的に見まして、給料水準は非常に高いところになっているんじゃないかなというふうに思います。そこの部分に合わせていこうということです、一般的に全国平均より高い形になるんじゃないかなとか、ラスパイレス指数が高いんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味の中で、今回の人事院総裁の談話、最終的な言葉が出されておりますよね。ここにつきましては、「国民各位におかれましては、行政各部において多くの公務員がそれぞれの職務を通じ、国民生活を支えていることについて深くご理解を賜りたい」、したがって上げますよと、上がることを理解してくれと、こういうような形が出されております。そういった意味で見ましたときにおいて、先ほど言いましたように、それに報いるにはやっぱり職員の方の資質向上とか、こういう形につなげていかなきゃいけないんじゃないかなと、国民に見える形にしていかなきゃいけないんじゃないかなと、こういうふうに思うわけですので、その部分について、当局の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（平尾義明君）** 私の言い方が間違っていたのかちょっと分かりませんが、労使の確定闘争においては、おくれるというふうなことで妥結をいただいたというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

給与を支払うわけでございますので、当然、役場組織の中についてはチーム役場というふうな形で、それに応じて組織力を上げていかなければならないと、これはもう当然なところでございます。先ほど蒲生議員が申されましたとおり、やはり給料が人材と結びつくわけでございます。総務課長も申しましたとおり、日野町については、対中議員も申されましたとおり、町には地域手当というのがございません。そういったこと、また、国家公務員が基準としています初任給の格付につきまして

も、町は守っておりますけども、市は高いところがございます。そういったところの方に流れていくというふうなことで、各町も、6町も非常に懸念をしているところでございます。と言いましても、やはり国の基準を守っていかなければならないというふうなことで、大変苦慮をしているところでございますけども、職員につきましても、今後、労使で話し合いをしながら、何遍も言いますが、住民の皆さんにご理解をいただく給料にしていかなければならない、このように思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 金額ベースはどうであれ、対象事務がどうであれ、六十何名の方に関しては給料が上がるという形になるわけですので、その辺のところについても全体としてご理解を賜りたい、こういうような形の趣旨のもとに進めていただきたいなというふうに思います。職員の方につきましては、金額ベースは別にして、人事院勧告がアップの形に流れたことについてはご理解賜れますように、ひとつ話をしていただきと、こういうふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第1号から日程第5 議第3号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、ほか2件については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第3 議第1号から日程第5 議第3号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、ほか2件については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

日程第3 議第1号から日程第5 議第3号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、ほか2件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 全 員 一

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、日程第3 議第1号から日程第5 議第3号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、ほか2件については、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より閉会の挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日臨時議会に提案いたしました議案3件につきまして、慎重なご審議を賜り、提案どおり可決をいただきましたことに厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、全員協議会の部分では、地方創生加速度型の事業についてもお説明を申し上げたところでございますが、こうした事業につきましても地元の皆さん、各種団体の皆さんの取り組み、合意、協力が欠かせないものでありまして、そのためにもそれぞれの議員各位のご支援とご協力を心よりお願いする次第でございます。国との調整がございますので、事業の中身や予算額等についても、今後、変動があるかも分かりませんが、しっかりと取り組みをすすめてまいりたいと、このように思っております。

さて、2月14日には午後から日野公民館におきまして「自治の力で輝くまちづくりフォーラム」を開催いたします。地方財政審議会会長の東京大学、神野直彦名誉教授をお呼びしての講演会や、龍谷大学、只友景士教授をコーディネーターとした、町民を代表する皆さんとのパネルディスカッションなどを開催いたしたいと思っております。議員のみなさんをはじめ、多くの町民の皆さんにご参加をいただきたいと思います、このように思っております。

また、今年も2月14日から3月13日にかけて、大窪、村井・西大路の町並み等におきまして、日野ひなまつり紀行が実行委員会の皆さんによって開催をされるということでございます。期間中、200ヵ所近くで各家に伝わる江戸時代から現在に至るまでのおひな様が展示されるなど、さまざまな催しが計画をされているということでございます。期間中にたくさんの皆さんが日野の町を訪れ、ゆったりと散策をいただき、春の訪れを感じていただければと期待をいたしております。

いましばらく寒い時期が続くものと思われませんが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意をいただきまして、各方面でのご活躍をいただきますことを心から期待申し上げます。閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成28年第1回日野町議会臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 閉会 12時16分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 谷 成隆

署名議員 富田 幸